

環境方針

1 基本理念

私たちの宮崎県は、古くは「日向^{ひむか}」と呼ばれたように、輝く陽光の下、青く澄んだ空と海、緑あふれる森林に彩られています。そして峰々から流れ出る清らかな水は、多くの河川となって大地を潤し、私たちに豊かな恵みを与えています。

日本最大の照葉樹林や国の天然記念物にも指定されている亜熱帯植物群をはじめとする多彩な植物とそこに生息する数多くの動物たちが、「太陽と緑の国」と呼ぶにふさわしい環境そして景観をかたちづくっています。

しかし、一方では、生活水準の向上や生活様式の多様化に伴って拡大してきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が、身近にはごみ問題やダイオキシンの発生、地球規模ではオゾン層の破壊や地球温暖化など、広範かつ多様な課題を私たちに突きつけています。

21世紀は、「環境の世紀」と言われます。私たち宮崎県民には、常に「環境」を意識して行動することを通じて、持続的な発展を図りつつ、「太陽と緑の国」を守り、健全で潤いのある宮崎県そして美しい地球を次の世代へと引き継いでいく責務があり、そしてそのことが、私たちのふるさと宮崎から、「環境の世紀」を実現することにつながります。

2 基本方針

- (1) 宮崎県庁は、基本理念をもとに、自らが消費者・事業者としての立場にあることを自覚するとともに、健全で恵み豊かな環境が有限であることを深く認識し、次に掲げる事項を率先して実行します。

省資源・省エネルギーの推進
環境にやさしい物品の利用促進
廃棄物の減量化とリサイクルの推進
公共工事における環境負荷の低減
環境保全に有効な施策事業の推進

- (2) 以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めながら汚染の防止に努めるとともに、環境関連法令等を遵守し、快適な環境の保全と創出を図ります。

- (3) この環境方針は、県庁舎内全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成13年 4月 1日

環境管理総括者 宮崎県知事 松 形 祐 堯